

7月24日でアナログ放送が
終了します

現在のアナログ放送は、7月24日に終了し、デジタル放送に完全移行します。地上デジタル放送(地デジ)を見るためには、地デジ内蔵テレビまたはデジタルチューナー・UHFアンテナなどの受信設備が必要となります。

アナログ放送の終了が近づくことに伴い、アンテナ工事の予約が集中したり、駆け込み需要でアンテナやチューナーの在庫が切れるなど、テレビが見られなくなる状況に陥らないよう、余裕を持つ準備をしましょう。

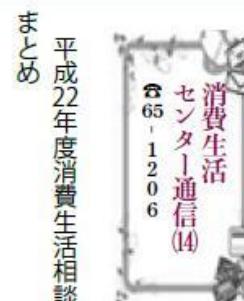
●悪質商法にご注意ください
「総務省の職員と名乗る人から、アナログ放送を10年間延長か

できる工事を3千円ですると勧誘された」「デジサポのスタッフと名乗る人が来訪し、アドバイスを受けたら費用を請求された」など、地デジ化に便乗した悪質商法には、十分に注意してください。費用を請求されたり、不安なことがあれば消費生活センターへご相談ください。

※地デジに関しては『デジサポ 愛媛』(☎089-903-0101)へお問い合わせください



消費生活センター
☎ 65-1206



まとめ

平成22年度の新居浜市消費生活相談件数は688件で、平成21年度の相談件数とほぼ同じです。相談内容は、多重債務やアダルトサイト・出会い系サイトなどに関する相談が多く、すべての世代からの相談が増加しています。

相談件数

団などの訪問販売、健康講座商法による被害など、高齢者世帯が悪質業者に狙われていることがあります。こういったトラブルを未然に防ぐためにも、身近で見守ることのできる周囲の力が重要です。

早めに相談を!!

多重債務には必ず解決方法があります。また、悪質商法にあった場合や、契約で不審に思つた場合、1人で悩まず気軽に相談してください。

「金融・保険サービス」に関する相談が最も多い

分類別相談件数では、多重債務を含む「金融・保険サービス」が234件と最も多く、次いで携帯メールによる不当・架空請求などの「運輸・通信サービス」が118件と続いています。

注意を要する高齢者

高齢者からの相談割合が約40%を占め、資金繰りのための多重債務や工事・修理や布

主な分類別相談件数(平成22年度)

分類	件数	主な内容
金融・保険サービス	234件	多重債務・ヤミ金融など
運輸・通信サービス	118件	アダルトサイト不当請求
教養娯楽品	48件	学習教材など

新居浜市消費生活センター(市役所2階)
☎ 65-1206



夏の省エネ対策

私たちの家庭では、電気の約7割はエアコン、冷蔵庫、照明器具、テレビの4つに使われていると言われています。

消費電力量の多い機器にきちんと対応することが、省エネ効果を高めます。次のことを心がけましょう。

〈エアコン〉

- ・夏の冷房時の室温は28度を目安にする。
- ・冷房は必要な時だけつける。
- ・フィルターは月に1回か2回掃除する。

- ・外出時は昼間でもカーテンを開める。

- ・冷蔵庫
- ・物を詰め込みすぎない。
- ・開けている時間を短くする。
- ・壁から適切な間隔で設置する。
- ・熱いものは冷まして保存する。



消費生活センター（市役所2階）
☎ 65-1206

〈照明器具〉

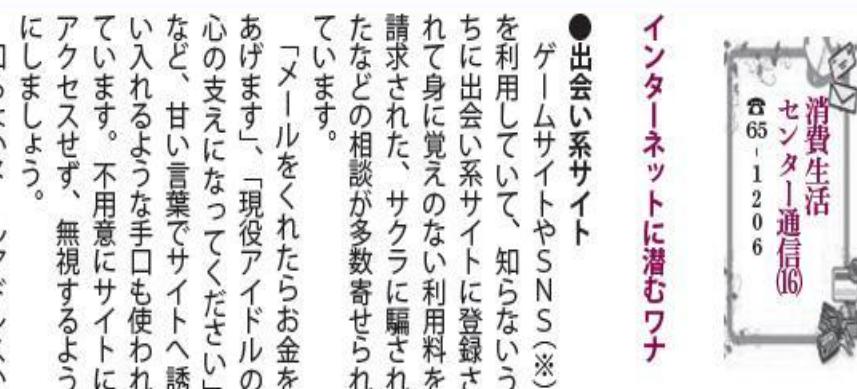
- ・点灯時間を短くする。
- ・LED電球を使用する。
- ・器具の掃除で明るさをアップさせる。

〈テレビ〉

- ・画面は明るすぎないようにする。
- ・音量は必要に大きくしない。
- ・消すときは主電源をオフにする。
- ・明るさを調整する前に画面の掃除をする。

※買い換えるときは、エネルギー効率の良い機器を選ぶようしましょう。

一人一人の心がけが大きな省エネ効果となります。日々の生活の中で無理のない節電を心がけましょう。



インターネットに潜むワナ

●出会い系サイト

ゲームサイトやSNS（※）を利用して、知らないうちに出会い系サイトに登録されたり、子どもたちがトラブルにて身に覚えのない利用料を請求された、サクラに騙されたなどの相談が多数寄せられています。

「メールをくれたらお金をおあげます」、「現役アイドルの心の支えになつてください」とい入れるような手口も使われています。不用意にサイトにアクセスせず、無視するようにしましょう。

知らないメールアドレスから送られてきたメールに記載されているホームページアドレスにはアクセスしない、メールフィルターを利用して迷惑メールを受け取らなくていいように設定するなど、トラブルに巻き込まれないよう注意しましょう。



消費生活センター（市役所2階）
☎ 65-1206

（※）人と人のつながりをつくる場を提供する「ミニユーニティ型のウェブサイト

●フィルタリングサービス

フィルタリングサービスとは、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限するサービスです。インターネットや携帯電話が身近なものとなり、子どもたちがトラブルに巻き込まれる事例も後を絶ちません。フィルタリングサービスを活用し、ご家庭でルールづくりをするなど、子どもが安心してインターネットを利用する環境づくりを心がけましょう。

心配なことがあれば、消費生活センターへご相談ください。



食品安全
「ご存知ですか？トレーサビリティ制度」

<一括表示欄への記載例>

名 称	米 粟
原材料名	うるち米(国産〇〇) 食塩・調味料(アミノ酸)
内容量	8枚
賞味期限	冷蔵・常温で記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	〇〇製業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇

●米トレーサビリティ制度
食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などの記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡できるようになります。

トレーサビリティとは
食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などの記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡できるようになります。生産流通履歴情報を明らかにすること、食品の安全性や品質、表示に対する消費者の信頼に役立ちます。

【商品のパッケージに記載するほか、産地情報を店内に掲示するなどの手段があります。】

●牛肉トレーサビリティ制度
牛の出生から消費者に供給されるまでの間の生産流通履歴情報の把握が可能となります。



【独立行政法人】家畜改良センターのホームページにアクセスし、個体識別番号（10桁）を入力することで、その牛の生産履歴情報を見ることができます。】

65-1206 消費生活センター（市役所2階）

65-1206

消費生活センター通信(18)

65-1206

65-1206

暮らしを支える正しい計量

新しい計量法が施行された11月1日は計量記念日、11月は計量月間です。**11月21日(月)～25日(金)**まで、市役所口ビーグ展示を行います。ぜひご覧ください。

[暮らしにある計量器]
性物質に汚染された稻わらを給与された可能性のある牛の個体識別番号を公表しています。心配な人は、消費者庁ホームページ『牛に関する情報』より、番号を確認することができます。もし、公表されている番号と同じ番号の商品をお持ちの場合は、最寄りの保健所に連絡してください。

厚生労働省において、放射性物質に汚染された稻わらを給与された可能性のある牛の個体識別番号を公表しています。心配な人は、消費者庁ホームページ『牛に関する情報』より、番号を確認することができます。もし、公表されている番号と同じ番号の商品をお持ちの場合は、最寄りの保健所に連絡してください。

ます。そのため、中には検定や検査などの有効期間のある計量器があります。有効期間を過ぎたものは使用することできません。

計量器	有効期間
ガスメーター	10年
水道メーター	8年
電気メーター	10年
ガソリン燃料油メーター	7年
タクシーメーター	1年

私たちの暮らしは、計量・計測機器の正確さに支えられています。計量の大切さについて再認識しましょう。

どんな正確なばかりでも、繰り返し使用している間に誤差が生じてしまう場合があり

65-1206 消費生活センター（市役所2階）



消費生活
センター通信(19)

☎ 65-1206

後を絶たない! 未公開株劇場型詐欺

『相談事例』

A社の未公開株を購入したら高く転売できると、購入を勧める電話がB社からかかってきた。後ほどC社から電話がかかり、A社の株を持つっていないか、もし持つてないなら買い取りたいと電話がかかった。この話は信用できるのか。このような相談が後を絶ちません。地域限定で購入できる株だから、購入できる人は限られていると勧めたり、以前の未公開株被害を取り戻しましようなどと勧誘しています。

購入したあとで、業者と連絡が取れなくなってしまったことが多く、いつたん支払ってしまうとお金を取り戻すことは極めて困難です。おかしいと感じたらきつぱり断ること、また、お金を支払う前に必ず消費生活センターへ相談してください。

【上半期の相談内容の特徴】

- 金融・保険サービスに関する相談
- 未公開株などの相談は依然として多い傾向です。

多重債務に関する相談では、月に一度、法律の専門家による多重債務法律相談を実施しています。詳しくは市政だよりの最終ページ「無料相談コーナー」をご覧ください。

○通信サービスに関する相談

インターネットや携帯電話の普及により、アダルトサイト・占いサイト・SNSなどを経由した不当請求や架空請求に関する相談が、若者を中心に増加しています。利用する場合は利用規約などを十分に確認し、覚えのない利用料金の請求やメールが来ても不注意個人情報を知らせないようにしましょう。

○工事・建物に関する相談

消費者（主に高齢者）を狙い、家屋の点検を装って訪問し、これまでには危険などと脅して契約をさせるといった事例も多く寄せられています。不安に思っても焦らず、まずは相談しましょう。

最近の契約トラブル

『相談事例①』

「点検商法！」次々と見つけられた住宅の不具合

業者が来訪し、「屋根瓦が割れているようなので補修をしないか」と言われた。実際に雨漏りしているので補修を依頼したところ、「補修は完了したが、このままで屋根全体が悪くなる。すべてふき替えた方がいい。また、屋根裏にはねずみの死骸がある。駆除もした方がよい。」と言われた。不安になり、その場で契約したが、必要のない工事だったと思う。契約金額も高すぎるようと思う。

★無料で点検しますなどと言つて家に上がり込み、消費者の不安をあおり、契約をさせるケースも多く寄せられています。その場で契約せずに、周囲の人々に相談をして、信頼のおける地元の業者や設計士

などの専門家にもう一度調べてもらつてから、本当に必要なものかどうか判断し、見積もりを依頼するなど対応しましょう。

『相談事例②』

「無料日帰りバス旅行に当選！」ところが高い買い物に

近所のスーパーで当選した無料日帰りバス旅行に参加し、目的地に向かう途中で宝石会社の直営店に立ち寄った。商品を見ているとネックレスを勧められ、今だけ値引きがあるというので購入を決意した。しかし、よく考えると高い買い物だったと思う。

★このような相談も寄せられています。旅行中で気分も高揚している中、その場の雰囲気でつい購入してしまうことがあるよう、契約する前に本当に必要なものが冷静に判断することが大切です。必要がなければ、はつきりと断りましょう。



消費生活センター（市役所2階）
☎ 65-1206



消費生活
センター通信(20)

☎ 65-1206



消費生活
センター通信(21)
☎ 65-1206
「消費生活モニター募集！」

本市では、正しい情報の提供と学習の機会を設けるとともに、消費者からの生の意見・情報を市政に反映させるため、消費生活モニター制度を設置しています。みんなと一緒に楽しみながら消費生活に関する知識を身につけましょう。

★平成23年度の主な活動

- 【講義】
 - ・悪質商法の手口と解決策
- 【体験】
 - ・着色料商品テスト
- 【見学】
 - ・下水処理場見学
- 【その他】
 - ・一日計量巡視
 - ・市民一斉清掃への参加など



下水処理場見学

★モニター募集要項

応募資格 市内在住の18歳以上で、応募日現在、本市の審議会などの委員になつていない人（公務員、商品製造、販売者は除く）
※男性も大歓迎

募集人員	20人程度
募集期間	3月22日(木)まで
委嘱期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）
問い合わせ・申し込み	消費生活センター ☎ 65-1253